

昭和56年5月以前に建築された木造住宅の
リフォームや増改築を考えている方必見！

補助金で
耐震診断
耐震改修
してみませんか？



始めよう
耐震改修

始めよう
耐震診断



耐震診断

補助率 2 / 3

最大 **6** 万円

耐震改修

補助率 4 / 5

最大 **100** 万円

※各補助金を受けるには条件があります。詳しくは裏面をご確認下さい。

耐震改修はこんなことでも！

まずは 🔍 耐震診断 🔍
からはじめよう



屋根の軽量化

構造体の補強

外壁の軽量化

【お問合せ先】

霧島市役所 ☎ 0995-64-0954 (直通)
建築指導課 ✉ shido@city-kirishima.jp

お気軽にお電話、メール下さい！

木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度について

1 はじめに注意していただきたいこと

- (1) 耐震改修工事の補助を受けたい方は耐震改修工事の補助を受ける前の年度の8月までに建築指導課に事前に相談してください。事前に相談がない場合は補助を受けることができない場合があります。
例) 耐震改修工事の補助を令和8年度に受けたい場合は令和7年8月までに建築指導課に相談してください。
- (2) 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年6月1日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅などは、補助の対象外となる場合があります。
- (3) 施工事業者等と契約を進めるなど着手後の申請については対象となりませんので必ず着手前に申請してください。
- (4) 予算の上限に達した時点で申請受付を締め切ります。また、耐震診断及び耐震改修工事はそれぞれ申請を行った年度内に完了していただくことになります。

2 補助対象者

- (1) 木造住宅の**居住者**又は**所有者**であること。
- (2) 借家人がいる場合は、耐震診断や耐震改修工事の実施について同意を得ていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 耐震改修工事の際に工事現場を見学会の場として提供することや当該工事現場写真の広報物への掲載等、耐震改修のPRに協力すること。

3 対象となる住宅

- (1) **昭和56年5月31日以前に建築(着工)**された**専用住宅**又は**併用住宅**(過半の床面積が住宅の用途であること)で**現に住んでいる方がいること。**
- (2) **地上3階建て**までであること。

4 補助の要件

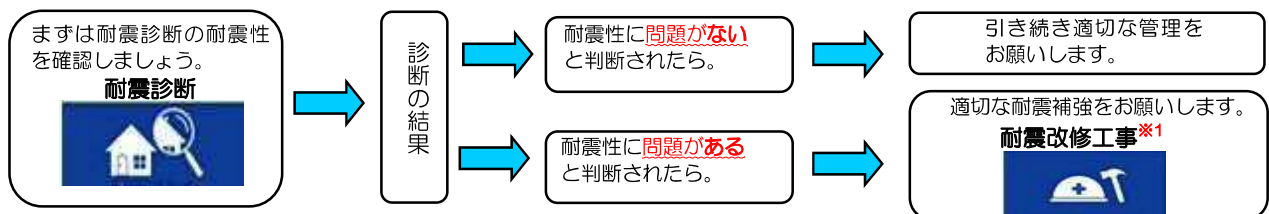
- (1) 耐震診断は、**耐震診断技術者が所属する建築士事務所**に委託すること。
- (2) 耐震改修工事は、耐震診断によって耐震改修が必要とされた建物で、上部構造、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強される工事であって、上記の建築士事務所の耐震診断技術者が**設計及び監理を行うこと**。また、主な耐震補強箇所を目視で確認できる時期に、市が行う中間検査に合格すること。

※耐震診断技術者とは鹿児島県指定講習「鹿児島県木造住宅耐震技術講習会」の受講修了者とし、その名簿は鹿児島県のホームページで公表されています。

5 補助率と補助金の額

補助内容	補助率	限度額	対象経費
耐震診断	3分の2以内	6万円	耐震診断に要する経費
耐震改修	5分の4以内	100万円	耐震改修工事に要する経費

6 フロー



※1…耐震改修工事の補助を受けたい方は耐震改修工事の補助を受ける前の年度の8月までに建築指導課に事前に相談してください。事前に相談がない場合は補助を受けることができない場合があります。

7 耐震改修のPR(補助要件)について

耐震改修工事期間中、PR看板を設置するもので、次のいずれか1つ以上を実施するものとします。なお、申請時に実施する内容の計画書を提出するとともに完成時には実施報告書の提出が必要となります。

- (1) 工事期間中に現場見学会を実施するもの。
- (2) 工事完成後に完成見学会を実施するもの。
- (3) 工事完成後に住宅所有者等が改修工事を実施するきっかけを記載した報告書及び耐震改修工事後の住宅の写真を市に提出するもの。
- (4) その他耐震改修促進に資する活動

8 税の優遇措置

- (1) 所得税額の特別控除
要件を満たす住宅耐震改修を行った場合に、所得税額の特別控除の適用対象となる場合がありますので、最寄の税務署へご相談ください。
- (2) 固定資産税の減額措置
前項の特別控除の対象となる物件は、固定資産額の減額措置の適用対象となる場合がありますので、市税務課固定資産税グループへご相談ください。